

## 大規模の建設事業の行政評価実施要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、神戸市行政評価条例施行規則第 2 条に規定する大規模の建設事業の行政評価（以下「評価」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

### (評価を実施する時期)

第 2 条 評価を実施する時期は、下記のとおりとする。

- (1) 行政評価条例施行規則第 2 条 (1) に該当する事業の評価を実施する時期は、国の定める各省庁所管の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。
- (2) 行政評価条例施行規則第 2 条 (2) に該当する事業の「未着手」の定義、評価を実施する時期は、その事業に関係する所管省庁の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。
- (3) 河川法に基づき学識経験者等から構成される委員会等が設置され、河川整備計画の策定・変更中である河川事業については、本要領第 4 条の規定を適用し、運用細目を定めるものとする。
- (4) 社会資本整備総合交付金事業については、社会資本整備総合交付金交付要綱及び国土交通省事務次官通知（国官会第 2318 号平成 22 年 3 月 26 日）に準拠するものとする。

### (評価の方法)

第 3 条 評価の方法とは評価の手法、視点、対応方針の考え方等を指し、下記のとおりとする。

- (1) 行政評価条例施行規則第 2 条 (1) に該当する事業にかかる評価の方法は、国の定める各省庁所管の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。
- (2) 行政評価条例施行規則第 2 条 (2) 及び (3) に該当する事業にかかる評価の方法は、その事業に関係する所管省庁の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。

### (運用細目)

第 4 条 各事業の行政評価に関する運用細目が必要な場合は、各事業の所管局が事務局と調整して定めるものとする。

### (事務局)

第 5 条 本要領の事務局は建設局技術管理課におく。

### 附則

#### (施行期日)

この要領は、平成 20 年 5 月 26 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 5 月 2 日から施行する。